

川内原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面7の概要について

当社は、川内原子力発電所における耐震安全性の確保について準備書面3等で主張してきましたが、先般原告から川内原子力発電所の基準地震動が過小である等の主張がなされました。このため、今回提出した準備書面7において、以下の各点について改めて当社の主張を述べるとともに、原告の主張に反論したものです。

1 川内原子力発電所の基準地震動について

川内原子力発電所の基準地震動は、過去に発生した地震動の様々なデータから統計的に算出される平均像を基に、地域的な特性を考慮し、さらに不確かな部分については安全側に評価した上で地震動評価を実施した妥当なものである。そのため、基準地震動を超過する地震動が発生する可能性は極めて低い。

2 耐震安全上の余裕について

川内原子力発電所は、耐震安全上の余裕を有しており、仮に基準地震動を超過する地震動が到来したとしても耐震安全性に直接影響を与えるものではなく、万が一異常な事象が発生したとしても、十分な安全確保対策が講じられていることから、放射性物質の大量放出事故に至る現実的危険性はない。

以上